



- 7月22日例会： 外部卓話「松川弁之助翁の足跡」西方藤七様
 7月29日例会： 「会員増強拡大月間」 会員増強委員会
 8月5日例会： 「識字率向上月間」 国際奉仕委員会
 8月12日例会： 藤田AG公式訪問
 8月19日例会： 早朝例会 午前5時30分～ 於本成寺
 8月26日例会： 原ガバナー公式訪問14:30点鐘 於銭心亭 おゝ乃
 9月2日例会： 「新世代のための月間」新世代奉仕委員会
 9月9日例会： 卓話 星野義男会員
 9月16日例会： 卓話 (社)青空福祉会 名古屋順次様



Lend a Hand

会長/山本 賢
 幹事/西山 斉
 SAA/小林 繁男

三条北ロータリークラブ週報

手を貸そう

例会日
 2003. 7. 15
 累計 No 810
 当年 No 3

国際ロータリー会長 ジョナサンB.マジアベ 第2560地区ガバナー 原 信一
 ホームページ <http://www.rotary2560.net>

例会日/火曜日 12:30～13:30
 例会場/三条ロイヤルホテル TEL34-8111 FAX34-8114
 事務局/三条市西四日町3-15-34 ヒューマン・ハーバー内
 TEL35-7160 FAX33-8972

メールアドレス north@sanjo-nrc.org ホームページ <http://www.sanjo-nrc.org>

行事： 卓話「遺言について」三条公証役場公証人 石塚欣司様（三条RC）

出席： 本日の出席 58名中 37名

先々週の出席率 58名中 50名 86.21%（前年同期91.23%）

先週のメイクアップ： 7月12日 第四分区分会幹事会出席 山本 賢さん、西山 斉さん

12日 国際奉仕フォーラム出席 石川勝行さん

12日 五十嵐川クリーンデー参加

（敬称略）阿部勝子、五十嵐 茂、今村 泉、大野新吉

大橋政雄、岡田 健、小林繁男、笹原壮玄、佐藤弘志

高橋彰雄、梨本清一、西山 斉、西村 護、羽賀一夫

淵岡 茂、本間建雄美、安田貞夫、山本 賢、米山キクエ

12日 三条市健全育成市民大会参加

山上茂夫さん、五十嵐 茂さん、梨本 清一さん

14日 三条南RCへ 佐藤啓策さん

14日 地区打ち合わせ（GB事務所）中條耕二さん、米山忠俊さん

15日 社会奉仕委員会

淵岡 茂さん、阿部勝子さん、梨本清一さん、早川龍雄さん

坂内康男さん、馬場直次郎さん、山本 賢さん

ゲスト： 三条公証役場 公証人 石塚欣司様（三条RC）

ビジター： 三条南RCより 永桶栄資さん

会長挨拶： 山本会長

ロータリー運動は1905年2月23日の夜に異なる職業をもつ4人によって創設され、2005年2月23日には100回目の誕生日を迎えます。RIは公共的イメージを高める方法やこの歴史的行事の特別祝典の計画を進めています。

ロータリーは多くのロータリアンのたゆまない努力で発展を続け、会員は自然に増えていきました



が、1997年を境に減少が始まり、世界で約3万5,000人、日本では約9,000人の貴重なメンバーを失っています。何が原因なのでしょう。小松シティロータリークラブのある会員は「正しい旗には人が集まります。正しい旗を掲げて人も集まらず、会員が減少しているのは旗が時代に合っていないか、旗の真の意味を十二分に理解していないからです。会員が不況故に減少するというのは言い訳に過ぎません。ロータリーは相互扶助と親睦をモットーに経済不況と不確実性時代のシカゴで誕生し、今日まで約100

年の年輪を刻んできました。しかも不況から人間性を取り戻そうという理念は時代に合致しています。90%のロータリアンが増強に無関心であると言うことが会員が減少する原因としか言いようがありません。」と話されています。

又、ポール・ハリスはこうも言いました。「(嵐が荒れ狂っても)ロータリーは立っています。なぜでしょうか。どのようにして。なぜなら、恐れや抗争や猜疑心を土台とせず、友情、寛容、人の役に立つことという永遠・不滅の岩を土台としているからです。」

最後に私は先輩の皆様方からロータリーとは何なのかを聞きご指導賜り、相互扶助と親睦がモットーのロータリー精神にのっとり会員を増やすことに熱中していきたいと思いますので、皆様よろしくお願い致します。

幹事報告： 西山幹事

- ・新潟県共同募金会三条支会より 委員の推薦依頼について
- ・村上RCライラ実行委員会より 第3回ライラ研修参加について
- ・第四分区藤田AGより IM開催のご案内 30%登録の要請が来ておりますのでご協力をお願いします。

日時 15年9月21日(日) PM1:00~

会場 湯田上温泉ホテル小柳

梨木年度新入会員の方はできるだけ出席をお願いします。

- ・原GBより 2005-2006年度ガバナーノミニー指名案提出についてのお願い

ニコニコボックス：	15日現在累計 91,000円
-----------	-----------------

石塚欣司君 (三条RC) 本日は、私のつたない話しをお聞きいただき誠に有難うございます。一生懸命つとめさせていただきます。

淵岡茂君 7/12五十嵐川クリーン作戦多くの方々に出かけていただきありがとうございます。社会奉仕委員会今後も宜しく。

中條耕二君 三条クラブの石塚欣司さんの卓話、ご多忙の中、心からご歓迎申し上げます。

ア 全文は公証人が遺言者から聞いて作成する。遺言者はそれを確認して署名し印を押す。

イ ただし、証人(立会人)2名以上が必要である。

証人は、未成年者、推定相続人、受遺者及びその配偶者並びに直系血族はなれない。

ウ 手数料	財産の時価が	5,000万円まで	43,000円程度
		1億円まで	55,000円程度
		1億5,000万円まで	58,000円程度
		2億円まで	71,000円程度
		3億円まで	97,000円程度

遺言事項が複雑で大勢の相続人に財産を分けて相続させる場合は、かなり割高になる。

病院等に出張して作成する場合は、更にその5~10割増になる。

エ 家庭裁判所による検認は必要ない

○秘密証書遺言(手続きが面倒なのでほとんど利用されていない)

○特別の方式の遺言

死亡危急者、伝染病隔離者、在船者などが対象

3. 遺言の効果

将来、自分の財産の相続に関し争いとなり、長年続いた老舗の経営が続けられなくなる心配があったり、苦勞して作った会社が続けられなくなったり、という場合には効果的である。

遺言書があれば、遺言で財産の相続人に指定されたり、受遺者とされた者は、他の相続人の印をもらうことなくその財産を自分名義にすることができる。特に不動産の場合はそれで登記ができるので大変に効果がある。

預金に関しては、遺言書があっても相続人全員の承諾書を求めて金融機関が払い戻しに応じてくれない場合が時々あるが、少なくとも遺言執行者が指定されている場合は、遺言執行者は相続人の代理人とみなされるので、更に相続人全員の承諾書を求めるのはどうかと思う。

また、遺留分という制度があるので、遺言をしても完全に遺言者の意思どおりにならない場合がある。しかし、遺言があれば、他の相続人の印を押してもらう必要がなくて不動産の相続登記などができる上、遺留分は相続分の半分なので、遺言で相続人に指定された者の利益は大きい。

最近、遺言書の作成を依頼されても作成できない場合がしばしば見られるようになった。一つは本人に遺言をする能力がなくなっていると判断されるもの、もう一つは本人がその気がないのに周囲がお膳立てをしているもの、などである。前者の場合には、もう少し早く相談していただけたら、なんとか力になれたと思うことがある。

4. おわりに

- ー「遺言」と「遺書」は違うー
- ー遺言に「早すぎる」という文字はないー
- ー遺言は家族への「愛のメッセージ」ー